

厳正な輸出管理の実施について

輸出注意事項19第7号・平成19・03・02貿局第2号
平成19年3月5日 貿易経済協力局

我が国は、国際的な合意の下、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供について厳正な輸出管理を実施してきました。

近年、大量破壊兵器の不拡散や輸出管理に対する国際的な関心は一段と高いものとなっており、アジア諸国が迂回輸出等の防止に向け積極的に輸出管理体制の整備に取り組みはじめているほか、昨年には北朝鮮やイランに対する国連安全保障理事会の制裁決議がとりまとめられるに至りました。

他方、こうした環境の下、我が国においては、近年なお我が国あるいは国際的な安全保障を脅しかねない外為法違反容疑事件が続発しており、当省としては、平成18年3月3日に「我が国輸出管理の強化策について」を発表し、昨年1年間で116回の立入検査、129回の安全保障貿易管理説明会を行ったことをはじめ着実に輸出管理に取り組んできたところです。

当省としては、こうした国内外の輸出管理をめぐる現状を踏まえ、立入検査や大学等向け周知策をはじめとする上記強化策を今後とも継続して実施していく考えであります。輸出や技術提供に携わる企業等におかれては、特に以下の諸点に留意の上、厳正な輸出管理に取り組まれるよう改めて要請します。

記

1. 外為法の遵守及び輸出管理の重要性について経営トップ以下が認識を深め、社内、子会社・関連会社、海外子会社に対して周知徹底されるとともに、輸出管理体制の整備や実際の輸出管理の実施等にあたり経営トップが責任を持って実行されるよう要請します。
2. 昨年1年間に実施してきた立入検査では、輸出管理の実態が不適切であるとして既存の許可の取消処分や改善指導に至る事例も発生しており、とりわけ取引審査や出荷管理に比較的不適切な点が集中しがちであるという傾向が認められます。こうした実情にも留意し、輸出管理の現状について点検され、万

全を期されるように要請します。

3. 輸出管理体制をもつ輸出者の場合をも含め、不実の輸出許可申請や申請書類の不備など不適切な輸出許可申請の事案が少なからず認められ、許可条件や誓約内容が的確に履行されない事案もまま見られる状況にあります。こうした現状を踏まえ、輸出管理の一環として適正な許可申請や確実な許可条件等の履行に万全を期されることを要請します。
4. 当省においては、輸出管理を的確に実施している許可申請者の申請に対しては、極力審査期間を短縮する「ファーストトラック審査」運用を実施してきていますが、輸出管理を的確に実施しているとされる許可申請者においても少なからず申請書類が不適切でありその適用対象とするに馴染みがたい事例もなお少なくない実情にあります。不適切な申請書類による申請が継続する場合には輸出管理が的確に実施されていないと認められその適用対象から除外されるものでもあり、適正な輸出管理が稼働していることを確認されることを要請します。
5. 輸出に当たっては、貨物の用途を的確に確認し、転用や無断再移転を確実に防止することが輸出管理に当たっての重要な視点であります。そうした中で、例えば最近一部の工作機械企業が輸出貨物の移設を検知する機器を導入しつつあることは、その取り組み強化に向けた積極的な姿勢の現れと認められます。輸出者にとっては、用途の厳正な確認、転用・無断再移転の防止のための取り組みを徹底されることを要請します。

